

県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱

制定 平成 2 年 3 月 29 日
改正 平成 5 年 1 月 18 日
平成 8 年 6 月 14 日
平成 10 年 3 月 9 日
平成 13 年 4 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日
平成 25 年 3 月 1 日
平成 28 年 3 月 3 日
令和 3 年 8 月 1 日
令和 5 年 5 月 1 日
令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「法」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づく広島県の措置の一環として、県外で排出される産業廃棄物を県内へ搬入し、処理する場合には、排出事業者から厚生環境事務所長へ事前に協議することとし、その手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物及び法第 2 条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 県外産業廃棄物 広島県の区域外の事業場（工事現場を含む。以下同じ。）から排出される産業廃棄物をいう。
- (4) 県内搬入処理 県外産業廃棄物を広島県の区域内（広島市、呉市及び福山市を除く。以下同じ。）へ収集運搬し、処分することをいう。
- (5) 中間処理 産業廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させるため及び減量化するため、焼却、中和又は破碎等の処理を行うことをいう。
- (6) 最終処分 産業廃棄物を生活環境保全上支障がない方法で適切に埋立処分すること及び海洋投入処分することをいう。
- (7) 排出事業場 県内搬入処理しようとする産業廃棄物が排出される県外の事業場をいう。
- (8) 収集運搬業者 産業廃棄物を収集運搬するため、法の規定により排出事業場を管轄する都道府県知事等及び広島県知事の許可を受けた者をいう。
- (9) 処分業者 産業廃棄物を処分するため、法の規定により広島県知事の許可を受けた者をいう。
- (10) 処理業者 産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者をいう。
- (11) 厚生環境事務所長 産業廃棄物が県内搬入処理される施設を管轄する県厚生環境事務所長をいう。
- (12) 優良認定業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）第 6 条の 9 第 2 号、施行令第 6 条の 11 第 2 号、施行令第 6 条の 13 第 2 号又は施行令第 6 条の 15 第 2 号に定める基準に適合する者として広島県知事の認定を受けた産業廃棄物処理業者をいう。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 248 号）附則第 5 条第 1 項から第 4 項で定める基準に適合する

者として広島県知事の確認を受けた産業廃棄物処理業者を含む。)

(関係者の責務)

第3条 排出事業者及び処理業者は、県外産業廃棄物を県内搬入処理する場合には、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(事前協議)

第4条 排出事業者は、県外産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して県内搬入処理しようとする場合には、あらかじめ排出事業場ごとに別記様式第1号により厚生環境事務所長へ事前協議しなければならない。

2 前項の規定による事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物性状表(別記様式第2号)
- (2) 分析証明書の写し(国、地方公共団体又は計量法(平成4年法律第51号)第107条に基づく登録を受けた者が、6か月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書)
- (3) 県内搬入処理する産業廃棄物のカラー写真
- (4) 関係する処理業者の法に基づく許可証の写し
- (5) 県内搬入処理に係る処理委託契約書の写し

3 前項(2)の分析証明書の写しは、別表の項目について添付することとする。ただし、厚生環境事務所長は、排出事業場の排出工程や処分業者の処分方法等の状況に応じて、これを加減することができる。

(通知書の交付)

第5条 厚生環境事務所長は、事前協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該産業廃棄物の適正処理が図られるものと認める場合は、別記様式第3号による通知書を当該排出事業者に交付するものとする。

2 前項の規定による通知書における搬入期間は、次のとおりとする。

- (1) 県内搬入処理が中間処理である場合は、3年を超えない期間とする。
- (2) 県内搬入処理が最終処分である場合は、1年を超えない期間とする。

(事前協議内容の変更)

第6条 前条の規定により通知書の交付を受けた排出事業者(以下「通知書受領者」という。)が次に掲げる事項を変更しようとするときは、改めて、その旨を厚生環境事務所長に事前協議しなければならない。この事前協議については、第4条及び第5条の規定を準用する。

- (1) 産業廃棄物の種類
- (2) 産業廃棄物の量(事前協議した量の1.1倍以上に増加する場合に限る。ただし、増加量が5t(又は5m³)未満の場合を除く。)
- (3) 処分方法
- (4) 搬入期間(事前協議した搬入期間の最初の日から、中間処理である場合は3年を超えない期間内で、最終処分である場合は1年を超えない期間内で延長する場合に限る。ただし、搬入期間を30日以内で延長する場合を除く。)
- (5) 自己処理又は委託処理の別
- (6) 処分業者
- (7) 処理施設の所在地
- (8) 産業廃棄物の排出工程

2 通知書受領者が次に掲げる事項を変更をしたときは、変更の日から10日以内に別記様式第4号による変更届を厚生環境事務所長へ提出しなければならない。

- (1) 排出事業者の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

- (2) 排出事業場の名称及び所在地の表示
 - (3) 収集運搬業者
 - (4) 搬入期間（30日以内で延長する場合に限る。）
 - (5) 産業廃棄物の量（事前協議した量の1.1倍以上に増加する場合であつて、増加量が5t（5m³）未満の場合に限る。）
- （県内搬入処理）

第7条 排出事業者は、厚生環境事務所長から第5条第1項の規定に基づく通知書を受領した後でなければ、県外産業廃棄物を県内搬入処理してはならない。

2 処理業者は、通知書受領者から第5条第1項の規定に基づく通知書の写しの交付を受けた後でなければ、当該産業廃棄物を県内搬入処理してはならない。

（産業廃棄物の性状等の報告）

第8条 通知書受領者は、第5条第1項の規定に基づく通知書における搬入期間が1年を超える場合は、1年を経過する前2か月間に、次年度搬入分について、別記様式第5号により厚生環境事務所長へ報告しなければならない。

2 前項の規定による報告書には、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

（実績の報告）

第9条 通知書受領者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の県内搬入処理状況を別記様式第6号により厚生環境事務所長へ報告するものとする。なお、搬入期間が年度の途中までの場合は、搬入期間が終了後2か月以内に厚生環境事務所長へ報告すること。

（行政指導）

第10条 厚生環境事務所長は、排出事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じて、当該排出事業者及び処理業者に対し、必要な措置をとるべきことを文書指導するものとする。

- (1) 排出事業者が、第4条第1項の規定に基づく事前協議を行わず、県外産業廃棄物を県内搬入処理したとき。
- (2) 排出事業者が、第7条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 処理業者が、第7条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 排出事業者が、第6条第1項の規定に基づく変更の事前協議を行わず、県外産業廃棄物を県内搬入処理したとき。
- (5) 排出事業者が、第8条に規定する性状等の報告を行わないとき。
- (6) 排出事業者が、第9条に規定する実績の報告を行わないとき。

（優良認定業者への搬入処理に対する特例）

第11条 排出事業者は、県外産業廃棄物の収集運搬又は処分を優良認定業者に委託して県内搬入処理する場合には、第4条第1項の規定に基づく事前協議において添付することとされた第4条第2項各号に定める書類のうち、次の書類を省略することができるものとする。ただし、これを省略することが適当でないとする相当な理由があると厚生環境事務所長が認める場合を除く。

- (1) 県外産業廃棄物の収集運搬を優良認定業者に委託する場合
当該業者に係る第4条第2項第4号
- (2) 県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合
第4条第2項第1号から第3号まで、当該業者に係る第4号
- (3) 県外産業廃棄物の収集運搬及び処分を優良認定業者に委託する場合
第4条第2項第1号から第4号まで

- 2 前項の規定は第6条第1項の規定に基づく変更の事前協議について準用する。
- 3 排出事業者が、県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託して県内搬入処理する場合には、産業廃棄物の性状等の報告に係る第8条第1項の規定を適用しないものとする。ただし、これを省略することが適当でないとする相当な理由があると厚生環境事務所長が認める場合を除く。

附 則（平成2年3月29日制定）

- 1 この要綱は平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱施行の際、現に県外産業廃棄物を県内搬入処理している排出事業者に対しては、平成2年6月1日から適用する。

附 則（平成5年1月18日改正）

- 1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事前協議中のものとみなす。

附 則（平成8年6月14日改正）

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事前協議中のものとみなす。

附 則（平成10年3月9日改正）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事前協議中のものとみなす。

附 則（平成13年4月1日改正）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事前協議中のものとみなす。

附 則（平成21年4月1日改正）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事前協議中のものとみなす。

附 則（平成25年3月1日改正）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事前協議中のものとみなす。

附 則（平成28年3月3日改正）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したものと及び事

前協議中のものとみなす。

附 則（令和3年8月1日改正）

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したもの及び事前協議中のものとみなす。

附 則（令和5年3月27日改正）

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したもの及び事前協議中のものとみなす。

附 則（令和8年4月1日改正）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に旧要綱による事前協議に基づいて県内搬入処理しているもの及び事前協議中のものについては、それぞれ改正後の要綱により事前協議を終了したもの及び事前協議中のものとみなす。

別表（第4条関係）

	有害物質の種類	ばいじん	燃え殻	鉱さい	汚泥、廃酸、廃アルカリ	産業廃棄物処理物
1	水銀又はその化合物 *1)	○		○	○	○
2	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○
3	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○
4	有機燐化合物				○	○
5	六価クロム化合物	○	○	○	○	○
6	砒素又はその化合物	○	○	○	○	○
7	シアン化合物				○	○
8	P C B				○	○
9	トリクロロエチレン				○	○
10	テトラクロロエチレン				○	○
11	ジクロロメタン				○	○
12	四塩化炭素				○	○
13	1, 2-ジクロロエタン				○	○
14	1, 1-ジクロロエチレン				○	○
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○
16	1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○
17	1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○
18	1, 3-ジクロロプロペン				○	○
19	チウラム				○	○
20	シマジン				○	○
21	チオベンカルブ				○	○
22	ベンゼン				○	○
23	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○
24	1, 4-ジオキサン	○			○	○
25	ダイオキシン類	○	○		○ *2)	○ *2)

備考

排出源にかかわらず、産業廃棄物の種類ごとに表中○印のある項目を分析対象とする（*2を除く）。

*1) 水銀又はその化合物の分析結果が0.0005mg/L未満でない場合は、アルキル水銀化合物の分析を要する。

*2) 汚泥、廃酸、廃アルカリ及び産業廃棄物処理物におけるダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2の1号から17号に掲げる施設が排出源であるもの及びその処理物である場合に対象とする。